

介護保険の仕組み

『介護を社会全体で支え合う制度です』

介護保険は、都城市が保険者として運営し、40歳以上の方が加入しています。65歳の誕生日に介護保険被保険者証を交付しています。

65歳以上の方

【第1号被保険者】

介護や支援が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合に、介護保険サービスを利用できます。



都城市民

(介護保険加入者)

40~64歳の方

【第2号被保険者】

主に老化が原因とされる特定の病気(特定疾病)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、介護保険サービスを利用できます。

特定疾病以外の場合は、介護保険の対象外となります。



相談

支援

介護保険の特定疾病は下記の16種類に定められています。

申請する際には主治医に該当する病気があるかお問い合わせください。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん
- 早老症

